

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の人口は、31,290 人（2025 年 2 月）であり、2005 年 9 月の 34,924 人をピークに減少傾向である。これは、生産年齢人口の減少によるもので、少子高齢化が進んでいることを示している。人口減少が進む中、様々な要因が重なり、直近の有効求人倍率は、1.29（2024 年 12 月「ハローワーク伊那業務月報」）と、全国平均を上回り、慢性的な人手不足が続いている。

産業別市内総生産の推移をみると、2013 年以降は増加傾向にあったが、2018 年 1,792 億円をピークに減少、2021 年の集計値は、1,694 億円（「駒ヶ根市の統計 令和 5 年版」）である。

産業別にみると、2 次産業が 995 億円と全体の約半数を占め、製造業が市内産業の中で大きなウエイトを占めており、当市の基幹産業となっている。

経済センサスによる付加価値額の構成割合や特化係数でみると、製造業のほか、「卸売業・小売業」、「建設業」、「宿泊業・飲食業」も比較優位性があるといえる。

また、市内観光地点利用者の総数は、2023 年 91 万人（「駒ヶ根市の統計 令和 5 年版」）と、近隣市町村と比べても多く、観光業も市内産業の一つの柱となっている。

労働生産性に目を向けると、3,713 千円／人（2021 年「RESAS」）であり、全国平均及び長野県平均を下回っている。

基幹産業である製造業だけに絞ると、3,850 千円／人（2021 年「RESAS」）と、同じく、県平均及び全国平均を下回っている。

(2) 目標

前項で述べた状況の中、当市では、各業種における労働生産性向上を図るため、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を支援する。具体的な目標値として、本導入促進基本計画に基づく先端設備等導入計画の計画期間中の認定件数 20 件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市産業は、製造業を中心に、幅広い産業が集積しているため、本導入促進基本計画における対象設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備全般とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、市内7箇所の工業団地を中心に、市内全域に点在しているため、本導入促進基本計画の対象区域は当市全区域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、製造業を中心に多様な業種により構成されており、これらを一体的に支援することで市内産業全体の労働生産性を高めたい。そのため、本計画の対象業種は全業種とし、事業については、労働生産性年率3%以上の向上に資すると見込める事業、かつ、市産業の発展に寄与すると認められるものであれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本導入促進基本計画の計画期間は、計画の同意の日から起算して2年を経過する日(令和7年4月1日～令和9年3月31日)までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

本導入促進基本計画に基づき事業者が作成する先端設備等導入計画の期間は3年、4年または5年とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・本導入促進基本計画においては労働生産性の向上に資する取り組みを対象とするが、人員削減を目的とした取り組みは対象としない。
- ・先端設備等導入計画申請時において市税等を滞納しているものは対象としない。
- ・先端設備等導入計画の内容が、公序良俗に反するもの、又はその恐れがあるものは対象としない。